

「DX に対応したワンストップによる観光マーケティングの仕組みの構築と運用（国内向け）」に係る業務委託
質問回答書

質問項目	
1	募集要項 3. 参加資格（2）について、参加する協会会員社が、この資格に該当するものでないと参加できないのか。もしくは、協会会員社が共同で提案する他社（協会会員でない）が資格に該当すればよいのか。
2	募集要項 7. 本業務の応募にあたり共同企業体での応札は可能か？可能な場合、全ての参画企業の情報を記載すべきか、それとも代表する1社を記載すべきか。
3	募集要項 8.(7)ウ 企画提案書 デザインイメージとして「令和3年事業 長崎市観光マスターブランド」と連動したデザインとする、と記載されているが、現時点でその内容が不明の為デザインに関連する部分だけの共有は可能か。
4	応募書類 9. 企画書はA4用紙と記載があるが、デザイン提示についてはA3版を使用してよいか。A3版を使用してもよろしいでしょうか？
5	応募書類 9. 正本1部・副本5部となっているが、副本へも社名などは記入しても良いのか。
6	応募書類 11. プレゼンテーション審査について開催手法は検討中とあるが、現地開催の場合の参加人数に制限はあるか。
7	仕様書 5.(1)イ(ア) 市内事業者間同士"はN:Nになるか、また市内事業者間同士のコミュニケーションは協会が公開権限を持たない形になるか(事業者間同士は自由闊達なやりとりが必要と想像するため



回答
代表事業者は協会会員であることとし、(2)についてはDXを活用した観光マーケティングの専門知識及び実践経験を有すること。共同提案事業者は、協会会員である必要はないが、システム構築や保守運用などの専門的知識・実践経験を有し、且つ(3)の要件を満たすこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体での応札は可能とする。 ・代表事業者は協会会員であることとし、共同提案事業者は(3)の要件を満たすこと。 ・参加意思表明書は代表企業のみ情報を記載する。 ・共同提案する事業者については、すべての企業名及び実施体制における役割など募集要項8.(7)エに基づきすべて記載すること。
「長崎市観光マスターブランド」については未だ構築中（令和4年 2/25時点）のため、デザインを含め共有は不可。応募にあたっては仕様書5.(1)ウ デザイン・レイアウトに沿ったコンセプトイメージ（マスターブランドとのデザイン連動は除く）で提示すること。
企画提案書の本紙はA4版のみとするが、デザイン案については「別紙資料」としてA3版での提出を可とする。
正本・副本ともに事業者名（代表者肩書及び代表者名含む）は記載の上、提出すること。
コロナ禍の感染拡大状況によるが、感染収縮期であっても必要最小限の人数とし、事業実施体制が複数者となる場合は最大5名とする。 ※詳細については応募者へ別途通知する。
基本的な考え方として、オープンな環境での情報発信は協会の公開権限を付与すること。クローズド環境における市内事業者間コミュニケーションは、協会が公開権限を持たない形での運用とするものの、①現代社会における情報発信リテラシーに遵守した発信情報、②投稿者が明記されること等を大前提とする。①についてはAIチェックなどの機能があると尚良い。